

障害給付額表

高度障害とはご加入日以後の傷害または疾病によって身体障害の程度が第1級のうちのいずれか一項に該当する場合をいいます。

第2級～第6級は、交通事故による障害が対象となります。

(別表)

等級	身体障害	給付金額				
		50コース 万円	40コース 万円	30コース 万円	20コース 万円	10コース 万円
第1級 (高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	病気など、交通事故以外的高度障害				
		500	400	300	200	100
第2級	9. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 11. 1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16まで、または第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 12. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	交通事故による高度障害				
		1,000	800	600	400	200
第3級	13. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 14. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 17. 10足指を失ったもの 18. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	病気など、交通事故以外的高度障害				
		350	280	210	140	70
第4級	19. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 20. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 21. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 22. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 24. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 25. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 26. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 27. 10足指の用を全く永久に失ったもの 28. 1足の5足指を失ったもの	交通事故による高度障害				
		250	200	150	100	50
第5級	29. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 32. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 33. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 34. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 35. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 36. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 37. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	病気など、交通事故以外的高度障害				
		150	120	90	60	30
第6級	38. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	交通事故による高度障害				
		75	60	45	30	15
第6級	38. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	病気など、交通事故以外的高度障害				
		50	40	30	20	10

免責および解除

次の場合には、免責または解除となり保険金などをお支払いできませんので、お申込みの際し特にご注意ください。

A. 死亡保険金、高度障害保険金について	B. 交通災害保険金、交通障害給付金、交通入院給付金について
①加入者(被保険者)が加入日から1年以内に自殺したとき ②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき ③保険契約者・加入者(被保険者)・保険金受取人の故意により高度障害となったとき ④戦争、その他の変乱によるとき ⑤加入申込の際、契約者または加入者(被保険者)が故意または重大な過失により、告知事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき	①保険契約者または加入者(被保険者)の故意または重大な過失によるとき ②交通災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし交通災害保険金についてのみ) ③加入者(被保険者)の犯罪行為によるとき ④加入者(被保険者)の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤加入者(被保険者)の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥加入者(被保険者)が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦加入者(被保険者)が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧加入者(被保険者)の危険職務または危険競技(練習を含む)を原因とする事故によるとき ⑨地震、噴火、津波によるとき ⑩戦争その他の変乱によるとき

(注) 1. 上記は増口の際にも適用されます。増口された場合の増口部分については上記の「加入」とある所を増口と読み替えてください。
2. 詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者(被保険者)の加入・更新は取消または無効となり、保険金などの支払いはできません。危険職務とは定期・不定期航空運送事業の用に供されていない航空機の搭乗員の搭乗、オートレース、テストドライブ、500トン未満の船舶乗組員の乗船、荷役作業。危険競技とはヨット、自動車、オートバイ、自転車、飛行機、グライダーによる各競技。

■個人情報のお取り扱いについて

この保険の運営にあたって、一般社団法人東京都信用組合協会(以下、「団体」という)は加入対象者(被保険者)およびその雇用主の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態など。以下、「個人情報」という)を取扱い、団体が保険契約を締結するアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)に提供いたします。団体は、個人情報をこの保険の事務手続きのために利用いたします。アクサ生命は、提供を受けた個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用します。また、アクサ生命は、団体および再保険会社に上記目的の範囲内で個人情報を提供します。今後、個人情報に変更などが発生した際にも引き続き団体およびアクサ生命においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。この保険の引受保険会社は、今後、変更されることがありますが、その場合、個人情報は、変更後に新たに引受ける保険会社に提供されます。この個人情報取扱いに関するご案内に関しまして同意いただけない場合は、加入不同意として取扱わせていただきますのでご了承ください。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については生命保険契約者保護機構までお問合せください。
生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)]午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

「しんくみグループ保険」制度は一般社団法人東京都信用組合協会がアクサ生命保険株式会社と締結した交通災害特約付福祉団体定期保険契約にもとづき運営します。なお、この保険はその運営を安全かつ円滑にするために、内容の一部を変更することがあります。

【引受保険会社】 **アクサ生命保険株式会社** 本社：〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー TEL 03-6737-7777(代表)

〈取扱店〉 **アクサ生命保険株式会社 東京法人営業部 営業第三グループ**
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー TEL 0120-200-971
〈募集代理店〉 **有限会社東京信和社** 〒105-0021 東京都港区東新橋2-2-10 村松ビル7階 TEL 03-5776-1587

信用組合の組合員およびその従業員だけの制度です

「しんくみ共済」制度

(祝金・見舞金・祝品・見舞品)

「しんくみグループ保険」制度

(交通災害特約付福祉団体定期保険)

両制度同時加入となります

「しんくみグループ保険」制度は、東京都の信用組合の組合員および従業員のみなさまの福利厚生制度の一環として、組合員のみなさまのご意向を推定してご提案させていただいております。この「しんくみグループ保険」制度は、交通事故による入院や万一のことがあった場合の保障を充実させるための制度です。

制度の特色

- 1) 病気による死亡から交通事故による入院まで幅広く保障されます。
- 2) 「しんくみ共済」制度部分からは、継続31日以上入院(ケガ・病気)および、結婚・出産・満了などに対する給付があります。(中面参照)
- 3) 相互扶助によるスケールメリットで、個人保険に比べて割安な掛金となっています。
- 4) 加入に際しては、告知のみで、医師の診査は不要です。
- 5) 「しんくみグループ保険」制度部分は、毎年収支計算がおこなわれ、剰余金があれば契約者配当金として支払われます。
- 6) 個人負担の掛金は「しんくみグループ保険」制度部分が一般の生命保険料控除の対象(所得税法76)に、事業所負担の掛金は全額損金(または経費)となります。(法基通9-3-5、同9-3-6の2)(ただし個人負担の場合、運営事務費・契約者配当金は控除の対象にはなりません)

**いっしょにしていると あったかい。
大切にしたいね ころのふれあい。**

「しんくみグループ保険」制度は、アクサ生命保険株式会社がお引き受けする福祉団体定期保険で構成される、保障と安心を提供する、信用組合の組合員およびその従業員だけの制度です。

この制度は以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険

死亡の保障 **福祉団体定期保険**
交通災害特約

一般社団法人 東京都信用組合協会
東京都信用組合共済会

保障内容と掛金

保障内容と掛金		しんくみグループ保険				しんくみ共済				
保障	毎月の掛金	病気など、交通事故以外の死亡・高度障害	交通事故によるとき			結婚祝金	出産祝金	入院見舞金	満了祝品	死亡1年後の見舞品
			死亡・高度障害	所定の障害	5日以上の入院 (同一の交通事故について通算して 120日限度。更新前の入院日数含む。)					
コース		死亡・高度障害保険金	交通災害保険金 + 死亡・高度障害保険金	交通障害給付金 (別表 第2級～第6級)	交通入院給付金	継続加入1年以上の加入者が結婚した場合	継続加入1年以上の加入者またはその配偶者が出産した場合	加入者が病気やケガにより継続31日以上入院をした場合	継続加入3年以上の加入者が共済満了(満66歳に達した直後の3月31日)となった場合	「しんくみグループ保険」制度の死亡保険金支払該当者の死亡1年後となった時
5口	3,675円	500万円	1,000万円	350万円～50万円	1日につき7,500円	30,000円	30,000円	30,000円	記念品の贈呈	お品の贈呈
4口	2,940円	400万円	800万円	280万円～40万円	1日につき6,000円	25,000円	25,000円	25,000円		
3口	2,205円	300万円	600万円	210万円～30万円	1日につき4,500円	20,000円	20,000円	20,000円		
2口	1,470円	200万円	400万円	140万円～20万円	1日につき3,000円	15,000円	15,000円	15,000円		
1口	735円	100万円	200万円	70万円～10万円	1日につき1,500円	10,000円	10,000円	10,000円		

※保険金・給付金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

保障はすべて、保険期間中に上表に該当した場合にお支払いいたします。

*「しんくみグループ保険」における交通災害保険金・交通障害給付金・交通入院給付金は交通災害特約からの給付であり、効力発生日後の交通事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に当該状態になった場合に支払われます。

*「しんくみ共済」における入院見舞金は、効力発生日後の発病およびケガにより当該状態になった場合に支払われます。(同一の原因により2回以上入院した場合、退院から次の入院までの期間が、180日以内の時は、1回の入院とみなします。また、その他支払基準は、「しんくみグループ保険」を準用します。)

注)1. 交通入院給付金および入院見舞金は日本国内における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院された場合に支払われます。

2. 交通災害特約による給付限度は1保険期間または1事故につき交通災害保険金・交通障害給付金を通算して交通災害保険金額までとなります。

3. 高度障害および所定の障害については裏面の障害給付額表の通りとなります。

4. 1口当たりの掛金「735円」の内訳は次の通りとなります。

1)「しんくみグループ保険」制度分 685円(保険料635円、運営事務費50円)

2)「しんくみ共済」制度分 50円(共済掛金40円、運営事務費10円)

5. 上表の掛金は平成30年度正規掛金です。(なお、毎年更新日(4/1)時点での契約内容(加入人員、加入保険金額、加入者の年齢構成)にもとづいてその年の正規掛金計算を行い、適用します。)

6. 「しんくみグループ保険」「しんくみ共済」から脱退されても、それに伴う払戻金などはございません。

加入資格

- 一般社団法人東京都信用組合協会会員組合の組合員およびその従業員で年齢満15歳以上満66歳未満の方。
- 新規加入または増口を申し込まれる方は、いずれも加入(増口)に同意され、申込日(告知日)現在、「正常に就業している方」*に限りです。

下記の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増口を申し込まれる方ごとに、「加入申込書兼告知書」及び「変更訂正通知書兼加入口数変更申込書兼告知書」の「告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。

【告知事項】

- 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
- 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※告知については、別添「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

*「正常に就業している方」とは、申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
- ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

※組合員でなくなった場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、脱退をお申し出ください。

保険期間・効力発生日(加入日)

- 保険期間は1年間(4月1日～3月31日)で以後毎年自動的に更新いたします。
- 保険期間の途中で加入した方は、その年度は、効力発生日より3月31日までとします。以後毎年自動的に更新いたします。
- 保険の効力は、毎月末日までに申し込まれた場合、翌々月1日に発生します。

契約者配当金の仕組みと実績

「しんくみグループ保険」部分は毎年収支計算を行って、剰余金があれば各加入者に契約者配当金としてお返しする仕組みになっております。配当金還元率は、加入者数、支払保険金額の多寡によって異なりますが、過去3年間の配当金還元率の実績は、およそ40%～50%となっています。

この計算は掛金を1口について月額735円とした場合です。ただし、これは将来のお支払いを約束するものではありません。なお、配当金還元率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする契約者配当金額は現時点では確定していません。

手続について

1. 加入

「しんくみ共済・しんくみグループ保険加入申込書兼告知書」・「意向チェックシート 兼 意向確認書」に必要事項を記入のうえお申し込みください。

※ご注意

被保険者印は必ず押印してください。押印もれの場合は加入できません。

2. 掛金の払込方法

月払掛金は毎月信用組合の預金口座から自動振替をしますので、口座のない方は開設をしてください。(毎月30日振替、ただし2月分については翌月3月2日、休業日の場合は翌営業日。)

3. 加入口数(保険金額)の変更

加入口数の増・減口は毎年4月1日付でできます。2月末日までに「しんくみ共済・しんくみグループ保険変更・訂正通知書兼加入口数変更申込書」にてお申し込みください。増口の場合は「意向チェックシート 兼 意向確認書」もご提出ください。

4. 脱退

「しんくみ共済・しんくみグループ保険脱退者表」を提出してください。毎月末日までに提出された場合、翌月の末日で脱退となります。(この保険から脱退されても、それに伴う払戻金などはありません。)

5. 変更・訂正

加入申込者の住所・氏名・事業所名の変更、被保険者の改姓、生年月日の訂正、受取人の変更などがありましたら「しんくみ共済・しんくみグループ保険変更・訂正通知書兼加入口数変更申込書」にてご連絡ください。(受取人の変更(遺族⇄事業所)については毎月末日までに提出されたものにつき、翌々月1日より変更されます。)

6. 保険金など(しんくみ共済含む)の請求手続

ご加入者の死亡・高度障害、交通事故による障害・入院など給付事由が発生した場合はすみやかに信用組合までご連絡ください。(事故発生日後3年で時効となります。)

その他

- 加入者の通算加入口数は最高5口を限度とします。
- 加入後、年齢が満66歳に達した方は、その保険期間の末日(次に到来する3月31日)付で脱退となります。ただし、4月1日に満66歳になられる方は前日(3月31日)付で脱退となります。
- 預金口座に残高がなく、初回掛金の振替ができない場合には加入申込みは取消となります。また、同様にご加入後2カ月連続して掛金の振替ができない場合には、最終払込済期月末日をもって脱退扱いとなりますのでご注意ください。
- 死亡保険金の受取人は被保険者の遺族とし、その順位は労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位(配偶者、子、父母…の順)と同順位とします。高度障害保険金、交通障害・交通入院給付金の受取人は被保険者本人となります。ただし、事業所が掛金を負担した場合はその事業所を受取人(保険金・給付金とも)とすることができます。その場合、被保険者および被保険者の遺族となる方の了知が必要となります。
- 掛金個人負担の場合は、「しんくみグループ保険」の保険料部分が、一般の生命保険料控除の対象となります。(所得税法76)また、掛金事業所負担の場合は、その掛金が損金(または経費)となります。(法基通9-3-5、同9-3-6の2)(個人負担の場合、運営事務費・契約者配当金は控除の対象となりません。)
- 「しんくみ共済」の祝金(品)・見舞金(品)の受取人は、掛金を負担した加入申込者(個人または事業所)となります。ただし、死亡1年後の見舞品は「しんくみグループ保険」の死亡保険金受取人となります。
- 本パンフレット記載事項は、特にふれない限り、「しんくみグループ保険」・「しんくみ共済」共通となります。